

国民年金の保険料免除制度をご存じですか

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって保険料納付が免除される「保険料免除制度」があります。

この制度には、本人とその配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に承認され、保険料の全額が免除される「全額免除」のほかに、世帯の所得に応じて保険料の一部を納付して残りが免除される「一部納付（一部免除）」があります。なお、一部保険料が未納の場合、その期間の一部免除は無効として、未納と同じ扱いになります。退職者、地震や風水害などの被災者は所得に関係なく該当する場合があります。

世帯主の所得が多いため保険料免除に該当しない場合でも、30歳未満の若年者の人については本人および配偶者のみの所得が基準を満たせば、

保険料納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

保険料免除期間は、年金受給に必要な期間に算入されます。ただし、若年者納付猶予期間は年金額には反映されません。10年以内であれば保険料をさかのぼって納めることができます。免除の承認期間については7月から翌年の6月までですが、全額免除または若年者納付猶予（一部納付を除く）が承認された人が、申請時に翌年度以降も申請を行うことを希望した場合は、翌年度以降も継続して申請があったものとして自動的に審査を行います（離職理由による承認は除く）。

■問い合わせ先

岡山東年金事務所 ☎086-270-7928
市民課 ☎0869-22-1790

国民年金の保険料免除制度の対象となる所得基準

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	1/2納付	3/4納付
4人世帯（夫婦、子ども2人）	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯（夫婦のみ）	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

※「所得」は給与所得控除や必要経費などを控除したもので「収入」とは違うものです。
※「4人世帯」、「2人世帯」の夫婦は、夫か妻のどちらかのみ所得がある世帯の場合、また「4人世帯」の子どもは16歳未満の場合の基準です。
※若年者納付猶予を受ける場合は、全額免除の対象となる所得と同基準となります。

瀬戸内市民病院コラム

裳掛診療所に 水田真琴医師が着任



裳掛診療所では、火・水・金曜日に診察を行っていますが、4月から金曜日の内科担当として、水田真琴医師が新しく着任しました。

水田医師は、平成17年に香川大学を卒業後、岡山医療センターを経て、現在は、岡山大学医学部・歯学部附属病院へ勤務しています。

水田医師からひとこと

「地域の皆さんに医療をより身近に感じていただけるように、分かりやすい言葉で説明を行い、丁寧な診療に努めるよう頑張ります。どうぞよろしくお願いたします」

■問い合わせ先

瀬戸内市民病院
☎0869-22-1234

市民に信頼される病院を目指して

障害児・障害者の皆さんへのサービスを紹介します

障害児や障害者の皆さんへのサービスのうち、申請が必要なものを中心にサービスの一部を簡単にご紹介します。

今回掲載した以外にも利用可能な事業や要件などがありますので、詳細についてはお問い合わせください。

①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付

手帳を持っている人は、障害の程度・内容などで、医療費の助成、公共料金などの割引、税の減免などのほかに、電車、バスやタクシーなどを利用した場合に手帳を提示すれば運賃の割引を受けられます。

②更生医療費の助成

身体障害者が障害の更生のため、治療・手術を受けるとき、医療費の一部を医療保険と公費で助成します。事前申請が必要です。

③精神通院医療費の助成

精神障害者が病院などに通院する場合、医療に要する費用の一部を医療保険と公費で助成します。事前申請が必要です。

④障害のある人の手当

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、障害児福祉年金があります。各手当、年金それぞれで対象者や要件が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

⑤障害のある人の在宅福祉サービス

自宅での入浴・排泄・食事などを支援する居宅介護、短期間施設で介護などを行う短期入所、日中、日常生活動作や適応訓練を行う児童デイサービスや介護や創作活動などを行う生活介護、就労や生産活動などの機会を提供し、支援する就労継続支援など、障害の程度に合わせたサービスを受けることができます。

⑥補装具の給付

身体障害者に対して、日常生活に必要な身体機能を補うための車いすや装具などの器具を交付したり、修理を受けることができます。

⑦日常生活用具の給付

身体障害者、療育手帳所持者などに対して、入浴補助用具、歩行支援用具、住宅用火災警報器などの用具を給付します。

⑧各種助成事業

福祉タクシー助成、身体障害者自動車運転免許取得・自動車改造助成、介護用自動車購入等助成、重度身体障害者住宅改造助成など社会参加を促進するため助成します。それぞれ対象者や要件が異なりますので、事前にご相談ください。

■問い合わせ・申請先

福祉課 ☎0869-26-5943
保健福祉部邑久分室 ☎0869-22-1810
牛窓支所 ☎0869-34-3431
裳掛出張所 ☎0869-25-0004

独りで悩まないで 相談してみませんか？

○地域生活支援センタースマイル

身体障害者・知的障害者・障害児・家族・体や心の問題で生活するのに困難が生じている人などの相談に応じ、必要な情報を提供して、日常生活や社会生活を支援します。

また4月からは発達障害に関する相談も受け付けています。お気軽にご相談ください。

▷相談時間 毎週火～土曜日

午前9時～午後5時

■問い合わせ・相談先

地域生活支援センタースマイル

☎0869-22-9600

FAX 0869-22-9603

○身体・知的障害者相談員

各地域に身体障害（10人）・知的障害（3人）の相談員を設置しています。相談員の紹介を希望する場合は福祉課へご連絡ください。